

自由な意見が明るい市民生活をつくる！



# 議会に言論の自由を 懲罰をやめさせよう

懲罰が乱用されている沼津市議会。この状況が続き、議会の議論が統制されると市民の生活にどんな不利益が生じるのか、わかりやすく解説します。

2025年 3月16日 日

- 名称：3・16 市民の検証集会
- 日時：2025年3月16日（日）14:30～17:00
- 場所：沼津市立図書館 4階講座室（沼津市三枚橋町9-1）
- 参加費無料（事前申し込み不要）
- 主催：地方自治に民主主義を求める会

## — 集会プログラム —

- 講演「沼津市議会の懲罰を取り消した静岡県審決の意味、全国の議会の懲罰と市民への影響」
- 連帯アピール：全国の地方議員議員からの懲罰被害と闘う事例の報告
- 沼津市議・江本浩二さん、補佐人弁護士・萩原繁之さんの報告
- 市民から：中尾川雨水貯留池整備事業に協力した元地権者ほか（裏に土地の問題）



## 講師：榊原秀訓教授

（南山大学、行政法学 静岡県生まれ

・著書「行政裁量と行政的正義」（日本評論社）ほか



昨年8月、静岡県は沼津市議会が下した江本浩二市議会議員への懲罰処分を取り消しました。

江本市議の議会での発言に対して、陳謝懲罰し、さらに出席停止処分を多数決できめました。これを不服として、静岡県に審決申請し、その結果、陳謝懲罰に「適法性はない」と判断され、出席停止懲罰は取り消されました。市議会が間違った判断したのです。

ところが、沼津市議会はこれを不服として懲罰等検証特別委員会を設けて審議し、「報告書」を多数決で決め、言論の自由に制限を加える懲罰強化を狙っています。



## 沼津市議会は懲罰処分が多すぎる！

沼津市では2009年（平成21年）から、議員を懲罰する事件が7件起きています。全国的にも沼津市議会の懲罰件数は多いのです。鉄道高架問題が議論になって以降、少数派の議員に懲罰処分が集中しています。市議会の暴走を変えていくきっかけです。

### 江本市議への懲罰処分とは

2023年9月の市議会で、江本市議が市の公共事業のため協力した元の隣接地を議案の質疑でとりあげ、「市有地のタケノコを掘った」旨の発言を受けて、多数派は「窃盗の疑い」「品位を汚した」として陳謝処分（一次懲罰）を行い、これに従わなかったことから出席停止1日の懲罰処分（二次懲罰）を科した。

江本市議は取り消しを求めて県に訴えた。2024年8月、県は江本市議の訴えを認め、沼津市議会の陳謝懲罰を「適法性がない」と判断し、「本件申請に係る処分を取り消す」（主文）とした。

### ◎全国の議会でも少数派を抑圧する懲罰処分と闘う方が増えている！

各地の地方議会でも、多数派から陳謝懲罰、出席停止懲罰をうけながらも名誉をかけてたたかっている方が大勢います。県に審決申請したり、裁判所に訴訟を提起して、懲罰を違法とする判断を得ています。宮城県・岩沼市、奈良県・香芝市、茨城県・古河市、兵庫県・洲本市などです。

### ◎議員の言論の自由は市民の権利を守るもの！

20数年前に中尾川雨水貯留池整備事業に協力した元地権者の一人である江本市議は、市が放置し荒れ果てて周辺に被害を与える竹、タケノコ、ヒノキなどを、市職員との確認のもと伐採・管理をしていました。それを「窃盗罪の疑い」だと議会多数派より非難され懲罰を受ける理由はありません。市は市民すべてに損害賠償請求するののかという問題提起の発言でした。県もこれを認め、懲罰を取り消しました。

議員が、議会活動で自由に意見表明することは、市民の権利を擁護、私たちの市民の権利と結びつきます。



緑色が、市が買収した土地。20年以上前に買収したまま放置された事業用地の倒木、竹林から進出するタケノコや雑草、ツルなどが隣接地に被害を与える。元地権者15名が、これまで通りの竹などの伐採・管理を求めている。

3月16日の市民の検証集会では、沼津市議会でおきていること、懲罰強化でよいのか、言論の自由を守るためどうするか、市民目線で考えます。多くの方の参加をこちらより呼びかけます。



主催：地方自治に民主主義を求める会

お問い合わせ 沓澤 電話番号 080-7478-7529

メール [atnmy-info@democracy4autonomy.org](mailto:atnmy-info@democracy4autonomy.org)

